

[事案 30-242] 受取人遡及変更請求

・平成 31 年 4 月 25 日 裁定終了

<事案の概要>

満期案内が送付されなかったため、満期保険金受取人変更の機会が失われたことを理由に、満期以前に遡及しての受取人の変更を求めて申立てのあったもの。

<申立人の主張>

昭和 62 年 6 月に契約し、平成 30 年 6 月に満期を迎えた養老保険について、満期案内が届いた時点で、満期保険金の生前贈与（受取人変更手続き）を行う予定であったが、満期を過ぎてから突然、手続完了が届き、自分宛に満期保険金が支払われた。しかし、満期案内が送付されなかったことにより、受取人変更の機会が失われたため、満期以前にさかのぼって、受取人の変更を認めてほしい。

<保険会社の主張>

以下の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

- (1) 約款によれば、保険金受取人の変更は、保険金の支払理由の発生前に限り、被保険者の同意を得て変更することができる。本契約は満期時に満期保険金の支払事由が発生するので、満期後に受取人の変更はできない。
- (2) 平成 30 年 3 月に満期案内を作成し、申立人の登録住所に送付しており、宛所不明で当社に返送された記録もない。

<裁定の概要>

1. 裁定手続

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづき審理を行った。なお、申立人は事情聴取を希望しなかったため、事情聴取は行わなかった。

2. 裁定結果

上記手続の結果、満期案内が送付されなかったために受取人変更の機会が失われたとは認められず、その他保険会社に指摘すべき特段の個別事情も見出せないことから、和解による解決の見込みがないと判断して、手続を終了した。